

# カード型「全旅協統一外務員証」の作成について

全国旅行業協会では、当協会の正会員に所属する外務員を対象に、プラスチック製カードタイプの「全旅協統一外務員証」の作成を行っております。

このカード外務員証は、券面に当協会「ANTA」のロゴマークが入るとともに、旅行業取扱管理者資格の取得により4種類の色別表示[標準(未取得)：ピンク、国内資格：ライトグレー、総合資格：ライトブラウン、地域限定資格：パープル]がされた外務員証です。

作成価格は、1枚あたり1650円です。

(※入会日から1年以内の新規入会会員については、5枚目までは無料で作成します。)

本証をお申込みの際は、下記リンクより申請書をダウンロードいただき、各所属支部までご提出ください。

## 提出書類：

1. カード型全旅協統一外務員証作成申請書  
(申請書に必要事項をご記入いただくとともに、外務員の顔写真の貼付が必要です。)
2. 旅行業取扱管理者合格証の写し (資格取得している場合)

本証の有効期限は、貴社が旅行業登録を更新する有効期間満了日までとなります。次期更新登録日までの残存期間が有効期間となりますので、最大有効期間は5年間となりますが、更新登録日が近づくほど、使用できる期間が少なくなります。申請時期には、十分にご注意ください。



総合旅行業管理者向け：ライトブラウン



国内旅行業管理者向け：ライトグレー

標準 (未取得)：マゼンダピンク



カードサイズは横5.5×縦8.6cm。クレジットカードと同サイズです。このカード外務員証は「旅行業取扱管理者証」としては使用できません。

カード型全旅協統一外務員証作成申請書及び説明資料

## 【カード型外務員証の有効期間内の再発行】

カード型外務員証を発行後、有効期間内に住所移転、代表者変更等の事由によって再発行を希望する場合は、再発行申請用紙及び説明書類をダウンロードし必要事項をご記入のうえ、該当する添付書類と併せて各所属支部にご提出ください。なお、再発行されたカードNoは変更前と同じ番号となります。

〒330-0834

埼玉県さいたま市大宮区天沼町1-441-1

社団法人全日本旅行業協会埼玉県支部

①048-648-3661

(郵送の場合) 送付先住所

# カード型「全旅協統一外務員証」作成申請書

申込日 年 月 日 作成区分 1. 初回作成 2. 更新（2回目以降作成） 3. 紛失

## 【外務員本人に関する項目】

外務員氏名 生年月日 年 月 日

外務員が所属する営業所名 ※資格取得がある場合は、合格証書の写しを添付してください。  
営業所 旅行業務管理者 1. 総合 2. 国内 3. 地域限定 4. 未取得

## 【外務員が所属する旅行会社に関する項目】 ※ 行政庁への登録どおりに正確に記載してください。

登録番号 観光庁長官 知事 登録旅行業 第 一 号

会社名

またる営業所  
所在地

代表者氏名

(※初回取得日) 旅行業登録日 年 月 日 有効期間満了日 年 月 日

連絡先 担当者名 TEL FAX

外務員の顔写真貼付欄 (撮影年月 年 月) ※最近6ヶ月以内

外務員本人 証明写真貼付

← 最大サイズ →

← 最小サイズ →

- \* パスポートサイズ (4.5×3.5cm)～L判 (11.9×8.9cm) のサイズの写真を貼付してください
- \* 無背景、無帽子、上半身、正面を向いたもの

- ① 縦撮り写真を貼付してください。
- ② L判サイズまでの写真は、カットせずに貼付してください。
- ③ 大きいサイズ及び白以外のカラー背景の方がより鮮明にカード転写されます。
- ④ PCプリンタ・カラーコピー機等で印刷したものは、不鮮明にカード転写される場合があります。

**\*外務員証の代表者印の廃止について**  
デジタル整備法の施行に伴う旅行業法施行規則の一部改正（令和3年9月1日施行）により、第11号様式（外務員証）に定める旅行業者の代表者の押印は廃止されましたので、代表者印の提出は不要となります。

1. 外字の取扱いはJIS第2水準までとなります。
2. 旅行業務取扱管理者の資格を取得している場合は、当該合格証の写しを本申請用紙の2枚目としてホチキス綴で添付してください。

※備考欄